

令和7年度 東京データプラットフォーム ケーススタディ事業

募集要項

目次

| | | |
|-----|----------------------|----|
| 1 | 事業概要 | 2 |
| 1-1 | 背景・目的 | 2 |
| 1-2 | 実施スキーム | 2 |
| 1-3 | プロジェクト実施のスケジュール | 3 |
| 1-4 | 選定プロジェクト数及びプロジェクト支援費 | 3 |
| 2 | 募集概要 | 4 |
| 2-1 | 募集対象 | 4 |
| 2-2 | プロジェクト実施者の役割 | 5 |
| 2-3 | 事務局からの支援内容 | 7 |
| 2-4 | 募集対象者の条件 | 7 |
| 3 | 応募申込 | 8 |
| 3-1 | 申込方法 | 8 |
| 3-2 | 提出書類 | 8 |
| 3-3 | 注意事項 | 9 |
| 4 | 選定の流れ | 9 |
| 4-1 | 選定スケジュール | 9 |
| 4-2 | 審査方法 | 10 |
| 4-3 | 審査基準 | 10 |
| 4-4 | プロジェクトの選定結果の通知 | 13 |
| 4-5 | 選定された提案の取扱い | 13 |
| 5 | 質問表の受付について | 13 |
| 6 | 申込時の留意点 | 13 |
| 7 | その他 | 15 |
| 8 | 事務局連絡先 | 15 |

1 事業概要

1-1 背景・目的

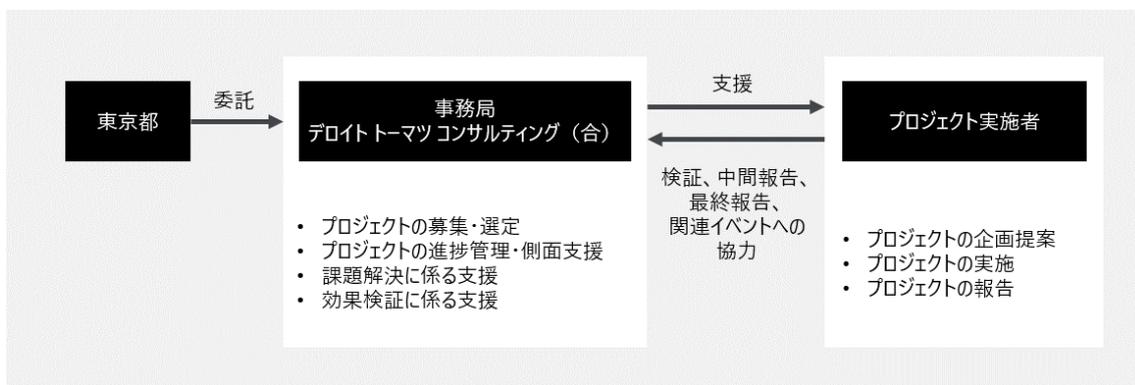
東京都（以下「都」という。）では、デジタルの力で東京のポテンシャルを引き出す「スマート東京」の実現に向け、官民の様々なデータの利活用を促進し、新たなサービスの創出を後押しするデータ連携基盤「東京データプラットフォーム（以下「TDPF」という。）」を運営しています。

TDPF では、データ連携基盤の機能拡充や TDPF 会員（以下「会員」という。）の交流機会の提供を実施することで、様々な主体の共創によるデータ連携の実践を目指しています。そのためには、会員及び TDPF に興味を持つ方に対して、TDPF を通じたデータ利活用のユースケースを発信し、TDPF を活用した際の具体的な成功体験をイメージしてもらうことが重要です。また、得られたノウハウやデータをもとに更なるデータ連携・利用の活性化や質の向上に繋げていくことが必要です。本事業では、これらを実現するために、TDPF を活用した先駆的な事例となるプロジェクトを公募いたします。

1-2 実施スキーム

本事業では、「東京データプラットフォーム ケーススタディ事業」を都から受託したデロイト トーマツ コンサルティング合同会社の支援のもと、プロジェクトを実施いただきます。プロジェクトの実施スキームは、図1のとおりです。

図1 プロジェクトの実施スキーム



1-3 プロジェクト実施のスケジュール

実施スケジュールは以下を予定しています。

| | |
|-----------------------|---------------------------|
| 公募受付 | 令和7年5月22日（木）～7月1日（火）15時まで |
| プロジェクト実施事業者の 審査・選定 | 令和7年7月2日（水）～7月17日（木） |
| プロジェクト実施 | 令和7年8月～令和8年3月 |
| 成果報告 | 令和8年3月 |

なお、事業期間中は都及び事務局に対して、定期的な進捗報告を実施いただきます。

※1：スケジュールについては変更する場合があります。

※2：上記以外に令和8年3月末まで、イベント・報告のとりまとめ等にご協力いただきます。イベントは令和7年7月下旬と令和8年3月上旬を予定しており、両イベントへ登壇をいただきます。

1-4 選定プロジェクト数及びプロジェクト支援費

プロジェクト採択件数は5件程度とします。

プロジェクトの実施に係る費用負担については、採択されたプロジェクト全体（5件程度）で総額1億4,000万円（税込み）を上限とします。

※プロジェクト提案時に提出する企画提案書に、プロジェクトでかかる費用の詳細を記載してください。プロジェクト支援費を超える実施も可能ですが、その場合において、企画提案書に記載された費用の全額を都が負担することを約するものでないことに留意してください。

なお、参加規約に定めたとおり、プロジェクト期間において、対象プロジェクトへの支援を中止する場合においては、費用に対する負担は行いません。

2 募集概要

2-1 募集対象

幅広く「社会的課題解決」に資するテーマのプロジェクトを募集します。応募にあたっては、表1を参照してください。

表1 募集対象となるプロジェクトの要素

| 要素 | イメージ |
|---------------------------|--|
| 東京の社会課題の解決に繋がるプロジェクトであること | ・ 特定の企業利益だけでなく、都民のQOL向上に資する、東京ならではのニーズや社会課題を解決するプロジェクト |
| データの活用で実現するプロジェクトであること | ・ 異なるデータ間の掛け合わせや、先端的な新技術を用いたデータ利活用などにより、新たな価値創出が示されたプロジェクト |
| 事業を通じて得られたデータをTDPFに連携すること | ・ TDPFに連携できるデータが具体的に示され、会員間におけるデータ流通等が促進されるプロジェクト |
| 得られた成果の発信を積極的に行うこと | ・ 事業を通じて得られた成果を積極的に発信し、今後の事業継続・発展を促進できるプロジェクト |

<(参考)令和6年度のケーススタディ事業>

<https://www.tdpf-hp.metro.tokyo.lg.jp/#case>

2-2 プロジェクト実施者の役割

プロジェクトの各段階における、プロジェクト実施者に求められる主な役割と事務局からの支援内容は表2のとおりです。

表2 プロジェクト実施者の役割

| 段階 | 主な役割 |
|------------|---|
| 全般 | <ul style="list-style-type: none"> ・代表となる実施者は、本プロジェクトの実施者間、事務局、都との間の総合調整を担う ・代表となる実施者は、本プロジェクトに必要なリソースを責任をもって確保する ・本プロジェクト実施期間中に必要なセキュリティ対策を企画し、体制を構築する ・本プロジェクト中に「個人情報・パーソナルデータ」を取り扱うことはできるが、TDPF への連携は、「個人情報・パーソナルデータ」以外のデータや「個人情報を含まないパーソナルデータ」に限られる。なお、本プロジェクト中に「個人情報・パーソナルデータ」を取り扱う際は、個人情報保護法を遵守すること |
| プロジェクト企画 | <ul style="list-style-type: none"> ・応募するカテゴリーの狙い、求める要件を踏まえたプロジェクトの実施内容を企画する ・プロジェクトに使用するデータを特定し、活用方針を企画する |
| データ収集 | <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの実施に必要なデータを取得する。想定データが取得できなかった場合、制約条件を踏まえて代替案を検討・実施する ・収集したデータのうち、都等に二次利用を認めるデータについて必要な対応を行う |
| データ連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政、他の民間事業者等からケーススタディのために取得・提供するデータについては、事業実施までに取得先、提供先と、その利活用について協議・調整し了解を得る ・TDPF データ連携基盤の利用にあたっては、基盤構築事業の受託事業者とシステム利用方法や接続の仕方を調整の上利用し、受託事業者への利用結果のフィードバック等にも協力する |
| データ加工・分析 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じデータの加工、分析（集計、シミュレーション等）を実施する |
| 詳細検討/設計/開発 | <ul style="list-style-type: none"> ・課題解決に向けデータ利活用で必要な詳細な要件・仕様等を検討する ・必要に応じ、ケーススタディ実施に伴うアプリケーション、インターフェース（UI/UX）の設計・開発、データの初期移行を実施する |

| 段階 | 主な役割 |
|-----------|---|
| 効果検証 | <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト内容の効果及びケーススタディ事業としての継続性を検証するための、効果検証を企画する ・効果検証を測るための KPI 等とその測定方法を具体的に設定し、事務局とコンセンサスをとって進める。KPI の例としては、サービスの利用者数、利用件数、利用者のコメント等の取得、サービスの利用者による行動等の変化を捉えるユーザーテスト等を想定している。なお、ユーザーテストについては、必ずしもサービスを公開して一般ユーザーの利用状況や評価を取得することを前提とはせず、限定的に選定したモニターからの評価等を含む ・プロジェクト期間やその前後において、予め定めた KPI 等を評価し、報告する ・プロジェクト実施内容を踏まえて、都及び関係機関等が活用するための施策等の提案をする |
| コミュニティ活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ・会員コミュニティ活性化の計画として、イベント等を通じてプロジェクト内容・成果を会員向けに共有する。なお、採択後にプロジェクト内容を共有するイベントを、令和7年7月下旬に予定している、 |
| 報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種報告書及び成果発表会資料を作成する。なお、最終報告書及び成果発表会資料には、プロジェクト内で実施した事項のみならず、今後の TDPF 事業としての継続性に対する考察を含め作成する ・写真や図を活用して、見やすく、分かりやすく表現する |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に開催予定の進捗報告会議、また必要に応じて開催する臨時会議等へ参加し、討議を行う。なお、進捗報告会議は週次程度の開催を想定している ・会議での報告の他、事務局から要請があった場合に、適宜状況報告をする ・プロジェクト内容や成果を積極的に発信し、TDPF の認知度向上やデータの利活用促進を行う ・事務局と協力し、本事業のウェブサイトや SNS 等での発信内容を検討する ・メディアを活用した情報発信（SNS、メルマガ等）をする ・他のプロジェクト実施者との連携をする |

2-3 事務局からの支援内容

事務局からは、プロジェクト実施段階に応じ、下記のような支援を想定しています。

下記は例示とし、具体的な支援内容についてはプロジェクト実施者の採択決定後に、個別の実施内容に応じて決定することとします。

<支援の例>

- 本プロジェクトのプロジェクト実施者間、都、必要に応じて第三者との間の総合調整を行う。
- 提案された課題や企画内容に対しての助言、実務支援を提供する。
- 協力事業者の仲介など、助言、実務支援を提供する。
- データの取得にあたり、データ、ツールの提供者の抽出、実務支援を提供する。
- データ加工、分析、サービス設計・開発、利活用促進へ助言、実務支援を提供する。
- 各工程における成果物を確認、都及び事務局からの修正要望の取りまとめを行う。
- 効果検証にあたって、KPI の設定、測定方法についての助言、実務支援を提供する。
- プロジェクトの事業化に向けた助言等を行う。
- KPI のうち、特に未達成箇所について助言を提供する。
- 都により指定された各種会議における進行を行う。

2-4 募集対象者の条件

本事業の募集対象者は、以下の要件をすべて満たす国内法人とします。

- (1) 法令等に違反して刑罰、許認可等取消し、金銭の納付等の処分を受けたことがなく、現時点においてそれらの処分を受けるおそれのある事実がないこと。
- (2) 法人に課される税及び法人が支払うべき社会保険料等の滞納がないこと。
- (3) 都からの指名停止措置が講じられていないこと。また、公的機関（政府及び地方公共団体並びにそれらの関係機関）との契約における違反がないこと。
- (4) 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行っておらず、又は将来においても行わないこと。
- (5) 政治活動、選挙運動、又は、宗教活動を目的とする法人でないこと。
- (6) 暴力団（（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、かつ、法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと（別紙誓約書を提出すること）。
- (7) 本プロジェクトと同期間に、同一の内容で国や他自治体からの委託や助成等を受けていないこと。

- (8) 法人の口座を保有していること。なお、申込にあたって事務局より法人組織の確認・審査等を実施する場合がある。
- (9) 複数者での応募に関しては、代表となるプロジェクト実施者以外の参加者についても、代表者と同様に、本募集要項及び参加規約で定めた内容を厳守すること。また、提案において役割分担を明示すること。なお、代表となるプロジェクト実施者は、本事項で定める法人の条件を満たしていること。
- (10) プロジェクトの実施は、プロジェクト実施者の責任で行うものとする。
なお、プロジェクト実施に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)等については、事務局は一切責任を負わないことを了承すること。
- (11) 非会員も応募可能だが、プロジェクト採択後、プロジェクト参加者全てが速やかに会員となること。
(入会について <https://www.tdpf-hp.metro.tokyo.lg.jp/admission/>)

3 応募申込

3-1 申込方法

「3-2 提出書類」に記載されている提出書類を確認し、所定の様式に従って提出してください。

3-2 提出書類

事業ウェブサイトより、応募様式をダウンロードし、所定の様式を提出してください。

| | |
|--------|--|
| 提出方法 | メールにて必要書類を添付 |
| 受付期間 | 令和7年7月1日(火) 15時まで |
| メール送付先 | TDPF ケーススタディ事業並びに本募集要項に関する問い合わせ先 東京データプラットフォーム ケーススタディ事業 事務局 (デロイト トーマツ コンサルティング合同会社) メール：tdpfcs_support@tohmatu.co.jp |
| メール件名 | TDPF ケーススタディ事業 企画提案書の送付 |
| メール本文 | 申込者の法人名・部署名、氏名、電子メールアドレス、電話番号 |
| 添付書類 | ①企画提案書(様式2)、②募集対象事業者の条件チェックリスト(様式3)、③提出資料チェックリスト(様式4) ④反社会的勢力排除に関する覚書(様式5) ※①～④は下記、本事業ウェブサイトよりダウンロードし、必要事項を記入すること https://www.tdpf-hp.metro.tokyo.lg.jp/news/20250522-406/ |

3-3 注意事項

- 「企画提案書」では、表3の評価の観点を参照し、評価項目のすべてについて記載すること。また、その順序は記載事項の順序に従うこと。
- 「企画提案書」の「安全性」では、本事業で利用するデータ全てについて記載するとともに、都への提供可否を明らかにすること。なお、活用データは可能な範囲で都へ提供されることが望ましい。
- 「企画提案書」の「経費」では、「1-4.選定プロジェクト数及びプロジェクト支援費」の記載を参照の上、本事業を推進するにあたり、必要とするプロジェクト支援費を記載すること。なお、記載可能なプロジェクト支援費の対象は、今回のプロジェクト実施に直接的に必要かつ期間内においてのみ必要となる経費に限定して記載すること。提出された費用の項目に不明点等がある場合、審査会の前後において確認することがある。
- 審査会では提出した「企画提案書」のみを使用する。資料の変更や追加は認めない。
- なお、実証期間中に都民や実証モニター等からの利用料の徴収などを想定している場合、都に事前に目的・金額・根拠等を速やかに報告し了承を得ること。
- その他、作成に当たっての留意事項は「様式4_提出資料チェックリスト」の記載に準拠すること。

4 選定の流れ

4-1 選定スケジュール

選定については、以下のスケジュールを予定しています。

| | |
|-------------------|----------------------------|
| 公募開始 | 令和7年5月22日(木) |
| 質問票受付期間 | 令和7年5月22日(木)～6月13日(金)17時まで |
| 必要書類提出期限 | 令和7年7月1日(火)15時まで |
| 書類審査 (一次審査) | 令和7年7月2日(水)～7月4日(金) |
| 企画提案審査会 (二次審査) | 令和7年7月10日(木) |

4-2 審査方法

審査委員会を設置し、プロジェクト実施者を審査の上、選定します。審査は下記ステップで実施を予定しています。

| | |
|------|---|
| 一次審査 | 応募者多数の場合、企画提案書の内容に基づく書類審査（一次審査）を行う ※応募数に応じて、一次審査を割愛する場合もある |
| 二次審査 | 企画提案審査会（二次審査）は一次審査通過者にのみ連絡する。 企画提案審査会では、企画提案書の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の結果に基づき、審査する ※プレゼンテーションの出席者はプロジェクト毎に最大5名とする。詳細については、各応募者に対して事務局より別途案内する |

4-3 審査基準

プロジェクト実施者の審査は、表3を評価項目とします。

表3 評価項目一覧

| 評価項目 | 評価基準 | 評価観点 | 高評価となる提案例 | 配点 |
|------|--|--|--|----|
| 公共性 | 【都民のQOL向上に資するか】 特定の企業利益ではなく、都民のQOL向上や東京の課題解決に資するテーマを選定し、どのように社会課題解決に貢献するかが示されているか | <ul style="list-style-type: none"> 東京ならではの社会課題を示しているか 課題解決の方法を示しているか | <ul style="list-style-type: none"> データ等の根拠をもとに東京ならではの課題設定を実施している 解決方法に関して、独自性がある | 15 |
| 適合性 | 【データの活用】 先端的なデータ利活用のユースケースを生むプロジェクトであるか | <ul style="list-style-type: none"> データの活用が主体となるプロジェクトであるか 新たな価値創出が示されたプロジェクトであるか | <ul style="list-style-type: none"> データの掛け合わせに新規性や独自性が認められる これまで外部提供されてこなかったデータの活用がされている AI等新技術を用いて、高度なデータ利活用のあり方が示されている | 25 |

| 評価項目 | 評価基準 | 評価観点 | 高評価となる提案例 | 配点 |
|------|---|---|---|----|
| 継続性 | 【令和7年度における事業の位置づけ】 事業発展を見据え、ケーススタディ事業期間中の成果が適切に設計されているか | ・ケーススタディ事業における目標・取組・成果を示しているか | ・ケーススタディ事業期間中で、十分な成果が出せることが明確である | 10 |
| | 【令和8年度以降の事業計画】 一過性の実証事業ではなく、ケーススタディ事業後も、事業を継続・横展開できるか | ・令和8年度以降でのサービス創出・横展開に向けた計画が具体的に示されているか ・令和8年度以降での行政課題の解決につながる官民の事業連携に向けた提案があるか | ・令和8年度以降でのサービス創出に向けた計画が具体的に示されている ・事業の継続性が示されている ・他の地域への普及・認知に向けた取組を具体的に検討できている | 15 |
| 実現性 | 【プロジェクト実現に向けた体制確保】 適切な推進体制を構築し、必要なスキルを有した人材等のリソースを準備しているか | ・プロジェクトを実現するための体制について示しているか | ・必要なスキルや能力を持つ人材、設備などのリソースが明確になっている ・リスクを踏まえて、対応方針を適切に設定している | 5 |
| | 【適切かつ明確な効果検証方法】 現状分析に基づき、KPI等の目標が設定されており、検証方法(前後比較等)が明確化できているか | ・今年度達成すべき目標・成果に対して、適切な効果検証方法が設計されているか ・明確な目標が設定されているか | ・事業として最終的に達成すべき目標に向けて、今年度末、中間でのKPIを具体的に設定している | 5 |
| | 【適切かつ明確な進捗管理方法】 プロジェクト進行にあたっての進捗管理手法とマイルストーンを設定しているか | ・プロジェクト進行のスケジュール及びマイルストーンを適切に設計できているか ・進捗管理手法が明確に示されているか | ・課題が発生した時の対応プロセスを設定している | 5 |

| 評価項目 | 評価基準 | 評価観点 | 高評価となる提案例 | 配点 |
|------|--|---|------------------------------------|----|
| 安全性 | 【法令の遵守】 関係法令を遵守したものとなっているか | ・関係法令を踏まえ十分な対応が記載されているか | — | 5 |
| | 【データ管理】 データ管理における方針やデータ管理体制を適切に構築しているか | ・データ管理における適切な方針と十分な対応が示されているか ・個人情報を扱う場合、取扱い実績を十分に有しているか | — | 5 |
| 還元性 | 【TDPFへデータの還元】 事業を通じて得られたデータをTDPFに還元できるか | ・どのようなデータをTDPFと連携できるかについて具体的に示されているか | ・TDPFに連携できるデータの有効性が具体的に示されている | 5 |
| | 【TDPF会員コミュニティの醸成】 事業を通じてTDPF会員コミュニティを醸成できるか | ・事業を通じて得られた成果を会員へ発信し、会員間の連携を促進できるか | ・他の会員と共創し、会員間の連携を促進する計画が具体的に示されている | 5 |

4-4 プロジェクトの選定結果の通知

審査委員会にて厳正にプロジェクト実施者を選定します。審査会終了後、令和7年7月17日（木）を目途に、各応募者に対して事務局からメールにて結果を通知します。

なお、選考過程は一切公表せず、選考過程に関する質問も一切受け付けません。

4-5 選定された提案の取扱い

選定されたプロジェクト実施者と事務局との間で、別途本事業実施に関する契約を締結いたします。

5 質問表の受付について

プロジェクトの応募にあたり不明点等がある場合には質問を受け付けます。質問の方法については以下を参照してください。

なお、公平性を保つため、個別の問い合わせには一切応じません。なお、受け付けた質問については、回答一覧を事業ウェブサイト上で公開します。

| | |
|--------|--|
| 提出方法 | メールにて質問票を添付 |
| 受付期間 | 令和7年5月22日（木）～令和7年6月13日（金）17時まで |
| メール添付先 | 東京データプラットフォーム ケーススタディ事業 事務局 （デロイト トーマツ コンサルティング合同会社） メール：tdpfcs_support@tohmatu.co.jp |
| メール件名 | TDPF ケーススタディ事業 質問票 |
| メール本文 | 申込者の法人名、部署名、氏名、電子メールアドレス、電話番号 |
| 添付資料 | ①質問票（様式1） ※①は下記、本事業ウェブサイトよりダウンロードし、必要事項を記入すること https://www.tdpf-hp.metro.tokyo.lg.jp/news/20250522-406/ |

6 申込時の留意点

（1）申込時に提出する個人情報の取扱いについて、以下を承諾すること。

- 受領した個人情報は、都及び事務局が本事業の目的の範囲内でのみ利用する。
- 事業者は、申込書に記載した個人情報の本人から、上記の利用についての同意を取得しておくこと。

- (2) 知的財産権、使用权等について
- 本事業にて作成した中間報告書、最終報告書、成果発表会資料の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は東京都デジタルサービス局に帰属する。また、著作者人格権を行使しないこと。ただし、あらかじめ都の承諾を得た場合はこの限りではない。
 - 中間報告書、最終報告書、成果発表資料、データ、アルゴリズムやサービスにかかる知的財産権、使用权等詳細は別紙「参加規約」を参照すること。
- (3) データの秘密保持について
- プロジェクト実施者は、都及び事務局の承諾を得ない限り、本事業内で知り得た指定データの内容を秘密として保持し、都及び事務局が指定しない第三者に対して開示し又は漏洩してはならないことを承諾すること。ただし、以下のいずれかに該当することを立証できる場合についてはこの限りでない。
 - ・ 知り得た際、既に公知となっていたもの。
 - ・ 知り得た際、既に自己が正当に保有していたもの。
 - ・ 知り得た際、自己の責によらず公知となったもの。
 - ・ 知り得た後、正当な権利を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を受けたもの、また、プロジェクトに属する従業者等が、従業者等でなくなった後も含め、本秘密保持に関する義務と同様の義務を、当該従業者等に遵守させることを承諾すること。
- (4) 選定された事業者は、本事業終了後も都の事業に可能な限り協力すること。
- (5) 業者及びプロジェクトの公表
- 本事業にて選定された事業者の名称、プロジェクト内容、成果物等については、事業ウェブサイト上にて公表予定のため、これを承諾すること。
- (6) 都の他事業との連携について、以下の事業等との連携に可能な限り協力すること。
- 本事業に関連するイベントの開催を予定しているため（本事業期間内に 2 回程度の登壇依頼を予定）、イベント開催への協力を行うとともに、参加や報告することに同意すること。
 - その他、都の別事業「東京データプラットフォーム協議会」等への協力を行うとともに、必要に応じて会議への参加や報告することに同意すること。
- (7) プロジェクトの実施内容、プロジェクト支援費、事務局から提供する支援内容、データの権利帰属等の諸条件について、事務局との協議に応じること。
- (8) 審査会での審査委員の意見を踏まえ、プロジェクト実施において対応を依頼する事項を採択時に特記契約として条件を付す場合、これに応じること。

7 その他

- 企画提案及び企画提案書作成に要する全ての費用は、応募者の負担とします。
- 企画提案書の内容に係る一切の情報については、プロジェクトの選定のみに利用するものとし、応募の秘密は厳守いたします。

8 事務局連絡先

TDPF ケーススタディ事業並びに本募集要項に関する問い合わせ先
東京データプラットフォーム ケーススタディ事業 事務局
(デロイト トーマツ コンサルティング合同会社)
メール：tdpfcs_support@tohmatu.co.jp